

旭川市雪対策基本計画

(平成27年度～平成36年度)

概要版



平成27(2015)年4月
旭川市



旭川市雪対策基本計画策定に当たって



旭川市の雪対策は、これまで昭和 63 年に策定した「旭川市融消雪対策基本計画（あさひかわ冬プラン）」に始まり、平成 7 年 3 月に「旭川市総合雪対策基本計画」を、平成 17 年 4 月に「旭川市新総合雪対策基本計画」を策定し、効率的かつ効果的な除排雪や市民協働などの取組を推進してきました。

しかし、長引く景気低迷や人口減少・少子高齢社会の進展、多様化・複雑化する市民の価値観やニーズなど、計画策定時に想定した経済情勢や社会情勢に変化が生じています。

こうした中、これまでの計画の基本理念や雪対策の現状を踏まえ、将来的に安定した除排雪体制の確保や更なる市民協働の推進など、新たな雪対策の課題や市民ニーズに対応し、雪対策をさらに推進していくため、「旭川市雪対策基本計画」を策定することにしました。



★ 雪対策をとりまく現状と課題 ★

● 除雪企業の体力低下

長引く景気低迷や公共事業の減少により除雪企業の体力が低下し、除雪車両の老朽化やオペレータの高齢化が進んでいるほか、排雪ダンプトラックが減少してきているため、除雪企業の経営や雇用の安定化を図る必要があります。

また、河川敷の整備や遊休地の土地利用により雪堆積場も減少してきているため、市街地近郊の雪堆積場等を確保する必要があります。



● 異常気象の発生

近年は、暴風雪や豪雪などの異常気象が頻繁に発生しているため、異常気象時における除排雪体制の強化や緊急的な雪処理施設の確保、市民や関係機関との情報共有が必要となっています。



● 市民ニーズの変化と除雪マナー

社会情勢の変化により多様化・複雑化する市民ニーズや道路への雪出し・路上駐車といった除雪マナーの低下に、行政だけで対応することが難しくなっているため、市民協働を推進していく必要があります。

● 少子高齢社会の確実な進展

少子高齢社会が進展し人口が減少していく中、地域における「除雪の担い手不足」が生じているため除雪の担い手を確保し、支援体制を充実させる必要があります。

また、市民がより利用しやすい支援制度となるような仕組みづくりが必要となっています。



● 情報技術の高度化

スマートフォンやソーシャルメディア、地上デジタル放送など、情報通信技術の高度化が進む中、多様な情報媒体による情報発信と、より市民に分かりやすい情報提供が求められています。

＊ 計画の検討・立案における取組 ＊

●旭川市雪対策基本計画検討委員会

学識経験者や関係団体、公募市民で構成され、様々な立場の視点から、雪対策の現状と課題の抽出や、これからの雪対策の在り方について検討を行いました。

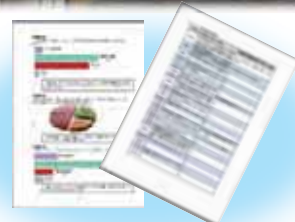


●アンケート調査の実施

多くの市民の意見を反映した計画とするため、町内会長を対象にアンケート調査を行いました。

●パブリックコメント（意見提出手続）などの実施

- ・パブリックコメント（平成26年10月31日～12月1日）
- ・地区除雪連絡協議会での説明会（平成26年10月30日から11月13日）



＊ 旭川市雪対策基本計画 ＊（平成27年度～平成36年度）

基本理念

雪とともに、誰もがいきいきと安心して暮らすことができる雪に強い快適な生活環境の実現を目指します



基本方針

- 市民・企業・行政における役割分担の明確化と協働の推進
- 行政の支援を通じた自助・共助機能の強化
- 情報共有における媒体の多重化や発信方法の工夫



重点目標

将来的に安定した除排雪体制の確保

暴風雪や豪雪への対応強化

地域除雪活動（市民協働）の推進

除雪弱者への支援体制の推進

情報共有体制の推進

施策の展開

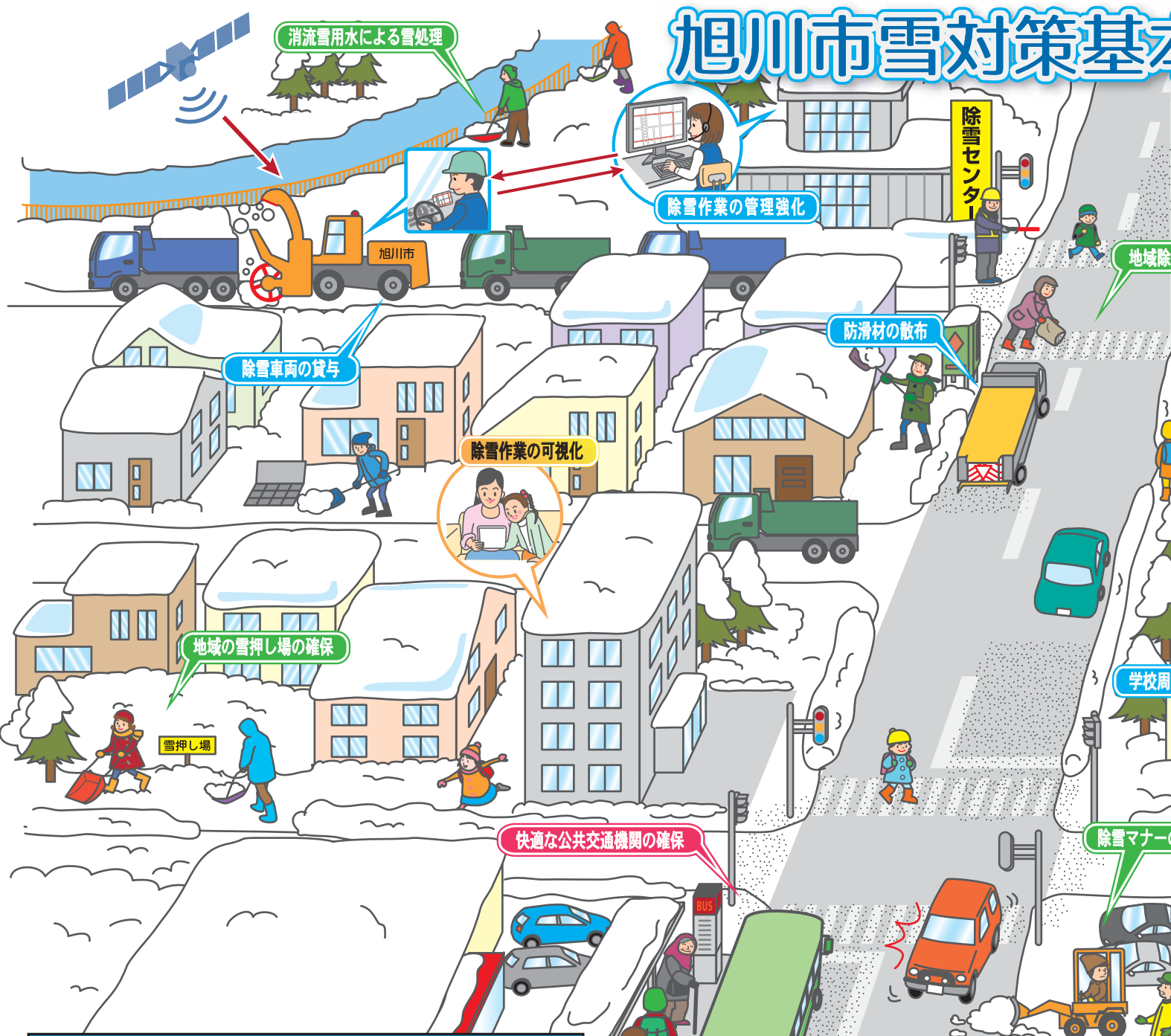
快適な冬期道路ネットワークの確保

市民協働の推進と除雪マナーの向上

少子高齢社会に対応する雪対策

親雪・利雪・克雪の推進

旭川市雪対策基本



重点目標 1 将来的に安定した除排雪体制の確保

- 【取組の方向】**
- 企業の除雪事業への参入意欲の促進
 - 除雪車両の安定的な確保
 - 効率的かつ効果的な除排雪作業の推進
 - 恒久的な雪堆積場の整備



重点目標 2 暴風雪や豪雪への対応強化

- 【取組の方向】**
- 市民や関係機関との情報共有体制の構築
 - 暴風雪時や豪雪時の除排雪対応の強化



重点目標 3 地域除雪活動（市民協働）の推進

- 【取組の方向】**
- 地区除雪連絡協議会と地域まちづくり推進協議会との連携
 - 市民・企業・行政の役割分担を明確にし、地域の雪に関する課題について協働で対応
 - 除雪マナーの向上に向けた取組
 - 地域の雪押し場の確保

本計画の重点目標



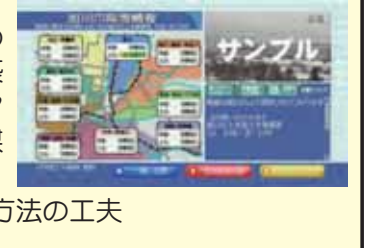
重点目標 4 除雪弱者への支援体制の推進

- 【取組の方向】
- 利用しやすい支援制度の仕組みづくり
 - 支援制度を活用した自助・共助機能の強化
 - ボランティアへの参加意欲の促進



重点目標 5 情報共有体制の推進

- 【取組の方向】
- 市民や関係機関との情報共有体制の構築
 - ソーシャルメディアなど効果的な情報媒体の活用
 - 市民に分かりやすい表現方法の工夫



旭川市雪対策基本計画の施策の展開

基本理念と3つの基本方針を踏まえ、5つの重点目標の達成に向けて、「快適な冬期道路ネットワークの確保」、「市民協働の推進と除雪マナーの向上」、「少子高齢社会に対応する雪対策」、「親雪・利雪・克雪の推進」の4つの施策を展開します。

重点施策1 快適な冬期道路ネットワークの確保

■安定した除排雪体制の確保

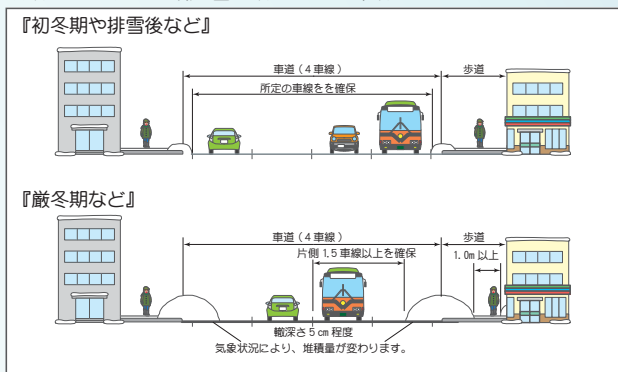
- ・除雪業務の通年化や複数年契約など発注形態を見直し、除雪企業の雇用と経営の安定化を図るとともに、企業が除雪事業に参入できる環境を整えます。
- ・除雪企業で保有することが難しい除雪車両を貸与し、除雪企業の車両維持費用の負担を軽減します。
- ・効率的な排雪作業が可能となる市街地近郊の雪堆積場を確保します。



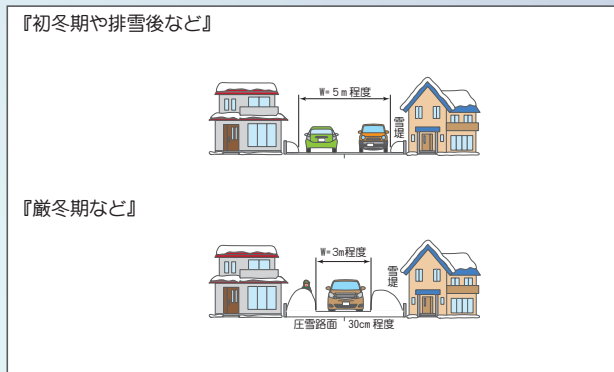
■効率的かつ効果的な車道除雪の推進

- ・道路の機能や役割、状況に適應した市民に分かりやすい除雪水準・除雪出動基準・除雪管理基準を設定します。
- ・交差点の雪処理を強化し交差点の見通しを確保します。
- ・除排雪作業の管理強化や除雪センターの機能強化を図ります。

幹線道路（1・2級除雪路線） 4車線



生活道路（4級除雪路線）



時期に応じた幅員管理基準

■歩道・通学路の安全確保

- ・道路の機能や役割、状況に適應した市民に分かりやすい歩道除雪基準を設定します。
- ・学校周辺の除排雪作業の強化や沿線住民の砂散布などにより、歩道や通学路の安全を確保します。
- ・朝方にまとまった降雪があった場合などには、学校周辺の道路を優先して除雪作業を行います。

■雪処理施設の確保

- ・地域性を考慮した雪処理施設の配置計画を策定し、恒久的な雪処理施設の整備や民間雪堆積場の拡充により大雪時などにも対応可能な雪処理量を確保します。

■暴風雪や豪雪への備え

- ・雪害時には、土木部雪害配備体制を配備して迅速な対応を図り、長期間に及ぶ場合には災害対策本部を設置して、災害時の応援体制を確保します。
- ・暴風雪・地吹雪対応マニュアルを策定し、暴風雪や地吹雪時の道路利用者の安全を確保します。



重点施策 2

市民協働の推進と除雪マナーの向上

■地域総合除雪体制の充実

- ・市民・企業・行政の三者で構成する地区除雪連絡協議会の活性化や市民の除排雪計画への参画などにより地域総合除雪体制を充実させるとともに、地域に密着した除排雪が実施できるような体制づくりを目指します。
- ・除排雪をはじめとした地域特有の雪の課題については、地区除雪連絡協議会と地域まちづくり推進協議会とが連携して取り組みます。

■市民協働による地域除雪活動の推進

- ・シーズンを通して、道路パトロールや地域の雪押し場の確保など地域除雪活動に取り組む市民団体や企業に対して、助成金により活動支援を行う制度の導入を検討します。
- ・地域主体で融雪後のごみ清掃や夏場の草刈りなど管理を行い、土地所有者や周辺住民の理解を得ることによって、地域の雪押し場を確保します。
- ・公園施設の破損防止や春先の清掃などの利用ルールを定めた上で、地域の雪押し場としての公園利用の制度化を図ります。



■除雪マナーの向上

- ・除雪マナーの向上に向けて、冬期間における重点的な広報活動に加え、一年を通じた分かりやすい広報活動に努めます。
- ・出前講座や除雪教室などにより、雪問題に対する市民の理解向上に努めます。
- ・市民・除雪企業・行政の三者による冬みち市民パトロールを実施し、道路への雪出しや路上駐車禁止の啓発を行うとともに、地域の冬における道路の危険箇所などを抽出し、冬みちマップを作成します。
- ・警察と連携したパトロールなどを強化し、悪質な道路への雪出しに対する指導や路上駐車対策を徹底します。

重点施策 3

少子高齢社会に対応する雪対策

■除雪の担い手不足の解消

- ・地域の除雪作業の担い手不足を解消するため、行政の支援などにより地域除雪活動を充実させ、地域住民が互いに助け合うシステムを推進します。

■除雪弱者への支援制度の推進

- ・住宅前道路除雪事業や小型除雪機貸出制度、高齢者等屋根の雪下ろし事業など行政の支援を通じた自助・共助機能を強化し、除雪弱者への支援制度を推進します。
- ・除雪支援制度の対象者のニーズを把握し、対象者が利用しやすい支援制度の仕組みづくりに取り組みます。



重点施策 4

親雪・利雪・克雪の推進

■雪と親しむまちづくり

- ・冬まつりなど雪のイベントの開催や冬期スポーツに取り組む機会を提供することにより、雪と親しむまちづくりを推進します。

■雪を利用した技術の活用

- ・雪を農産物の貯蔵施設や冷房設備などに「雪冰冷熱エネルギー」として利用するなど、多方面における新たな雪の利活用を推進します。

■雪に強いまちづくり

- ・管理不全な状態にある空き家等を把握し、雪による建物の倒壊や落雪など事故を未然に防止するための取組や事故発生後の速やかな対応に努めます。



地域除雪活動を推進します

旭川市では、行政による地域への協力・支援を行いながら、地域の住民が一体となって市民協働で雪の課題に取り組む地域除雪活動を推進します。



地域除雪活動って
どんなことをするの？

市民委員会や町内会などで行う市民協働のうち、生活道路などの除排雪やパトロール、地域の雪押し場の確保を行う取組などを地域除雪活動といいます。

◆主な地域除雪活動の取組◆

- パトロール・説明会など除雪の啓発活動
- 地域の雪押し場の確保
- 小型除雪機などを活用して地域内を除雪
- 活動日を決めて住民が一斉に除雪
- 歩道などの砂散布
- 住民が協力して除雪弱者の自宅周辺を除雪
- 新たな除雪の担い手を確保して除雪



どうして地域除雪
活動が必要なの？

市民ニーズの増大や除雪マナーの低下、除雪の担い手や地域の雪押し場の不足など、地域の雪の課題が多くなってきているため、市民・企業・行政がお互いに連携し協力し合いながら、地域で一体となって取り組むことで、地域の連帯感や豪雪時などの防災力の向上、地域の助け合いによる除雪の担い手確保などが図られます。



説明会



地域の雪押し場



パトロール

発行日 平成 27 年 4 月
発行 旭川市土木部土木事業所
〒078-8208 北海道旭川市東旭川町下兵村 6 番地の 2
TEL (0166) 36-2244 FAX (0166) 36-4521
URL : <http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/dbbokuzigyousyo/>
E-mail : dobokuzigyousyo@city.asahikawa.hokkaido.jp